

調布市更生支援プラン

～支え合い ともに暮らす 明るいまち調布～

(調布市再犯防止推進計画)

【素案】概要版

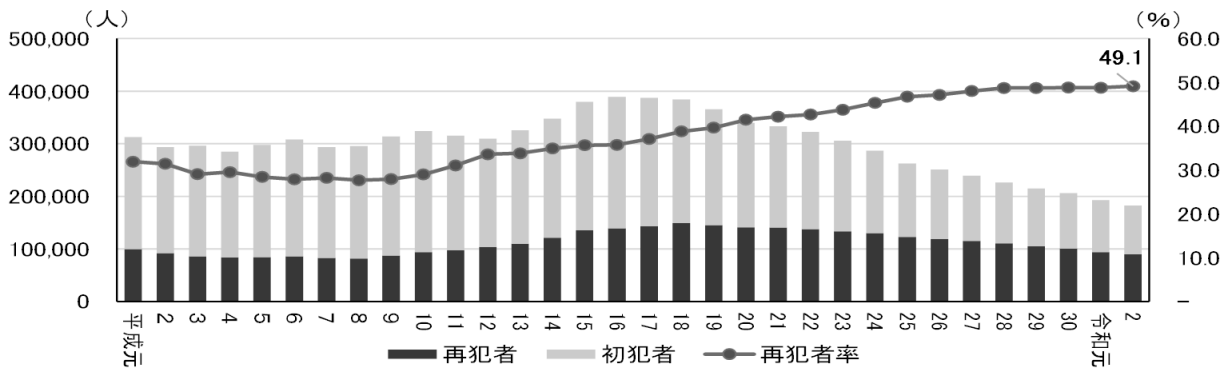
令和4年9月
調布市

1 計画策定の趣旨等

1-1 計画策定の背景

我が国の刑法犯検挙人員は平成16年をピークとして年々減少してきています。その内訳をみると、初犯者数及び再犯者数もともに減少してきていますが、再犯者率(検挙人員に占める再犯者数の割合)は増加傾向にあり、近年では5割近くを占めるまでに至っています。

■ 刑法犯検挙人員と再犯者人員・再犯者率の推移



資料：警察庁「犯罪統計」

一度犯罪をした者等が再び犯罪をしてしまう背景として、住まいや職がないなどの不安定な生活基盤に身を置いていたり、適切な保健医療福祉サービスに結び付けられておらず必要とする支援が得られないなど、何らかの生きづらさを抱えていることが一因であると言われています。

1-2 計画の目的

本市では、これまでも地域の見守りネットワークの構築や地域包括ケア体制の構築など、地域共生社会の充実に向けた取組を推進し、市民一人ひとりを大切にする視点をもってまちづくりにあたってきました。罪を犯した人が、生きづらさを抱えたまま地域社会の中で孤立してしまうことを防ぐため、社会復帰に向けた息の長い支援を行い、再び地域社会の一員として生活を送ることができるよう、更生に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に調布市再犯防止推進計画(以下「本計画」という。)を策定します。

1-3 計画の概要

- 再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。
- 本計画で扱う更生に向けた施策の対象者は「犯罪をした者等」とします。「犯罪をした者等」とは、刑務所等の矯正施設退所者だけでなく、保護観察対象者や刑の執行が猶予された人なども含みます。
- 社会復帰に向けた更生を支えていく観点から、市の再犯防止に関する取組については「更生支援」の表現を用いることとします。
- 計画期間は、令和5年度から9年度までの5箇年とします。

2 市の現状

2-1 市の認知件数と再犯者率

認知件数(警察において発生を認知した事件の数)は減少傾向にあり、令和3年時点では 984 件と、平成 22 年(2,704 件)と比較しておよそ 3 分の 1 の水準となっています。

また、刑法犯検挙人員(少年データは含まず)における再犯者の割合をみると、調布警察署での再犯者率は 45.7%となっており、東京都や全国と比べてやや低い水準となっています。

■ 刑法犯検挙人員における再犯者率の状況〔調布警察署、平成 29～令和 2 年分を集計〕

(単位:人)	調布警察署	東京都	全国
検挙人員【A】	1,599	93,875	706,701
再犯者【B】	730	47,037	357,387
再犯者率【B/A】	45.7%	50.1%	50.6%

資料：法務省矯正局提供データを基に調布市作成

2-2 関係機関・団体ヒアリングからの意見

更生支援に関する現状や課題を把握するため、令和2年度に更生支援や福祉分野の関係機関・団体に対してヒアリング調査を行い、さまざまな意見が寄せられました。以下にその一例を掲載します。

一人の再犯者に多くの人に関わり見守ること。各種団体の協力と、各々の役割と繋がりを持つこと

薬物依存の治療、支援が必要

少年院を出る子は大抵中卒か高校中退のため就職にも直結し、生きづらさにつながっている。そのため、修学の支援も重要

保護司が関わる期間は短いので、それ以降の相談先の充実と周知が必要

対象者の高齢化が進んでいくと思われ、福祉との連携がより大切になっていく

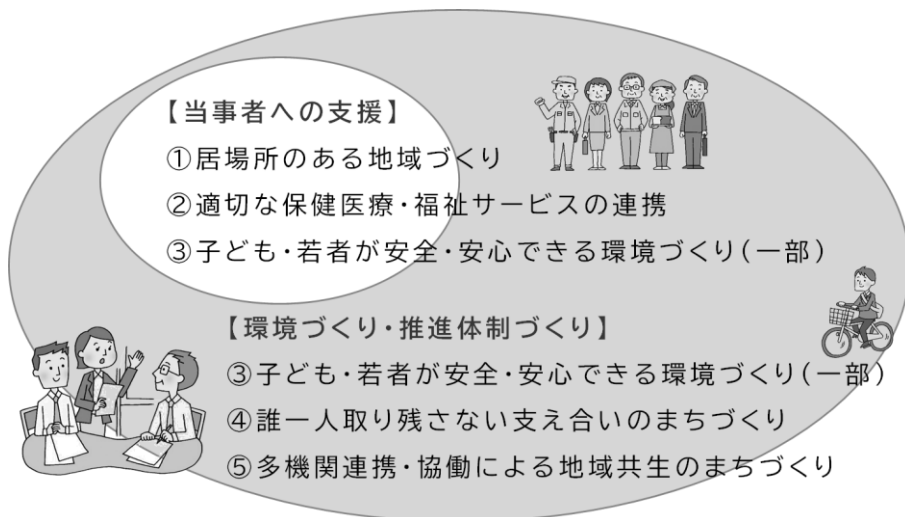
障害がある人もいるので、働ける場の選択肢が複数必要

3 市の課題と基本方針

本計画には、調布市において生活する犯罪をした者等の地域社会への円滑な社会復帰を促進するため、更生支援に資する施策や、更生支援につながる可能性がある施策を含めて記載し、体系化するものとします。

こうした考え方に基づき、更生支援に関する施策を推進するため、国や東京都の再犯防止推進計画の基本方針及び市の現状と課題を踏まえ、基本方針を以下の通り定めます。

市の状況	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 住居支援 ◇ 働く場 ◇ 協力雇用主 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 薬物依存 ◇ 相談体制の充実と周知 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 修学支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保護司 ◇ 地域で受け止める体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 関係機関・団体の連携 ◇ ネットワークづくり
課題	<p>〔就労・住居〕</p> <p>就労支援を行う機関や就職した後の定着支援が必要。また、住居を借りる仕組みや支援が必要。</p>	<p>〔保健医療・福祉サービス〕</p> <p>複合的な課題を抱えている人への支援等が必要。</p>	<p>〔修学支援〕</p> <p>中卒や高校中退等の学歴が就職困難にも影響するため修学支援や学習支援が必要。</p>	<p>〔民間協力者の活動促進と啓発活動〕</p> <p>保護司を中心とした民間協力者への支援が必要。また、更生支援に関する地域への理解・啓発の浸透が必要。</p>	<p>〔連携の強化・ネットワークづくり〕</p> <p>市や関係機関等の多機関協働により、連携強化やネットワークづくりが必要。</p>
基本方針	<p>基本方針1</p> <p>居場所のある地域づくり</p> <p>居場所・就労・住居確保支援の充実</p>	<p>基本方針2</p> <p>適切な保健医療・福祉サービスの連携</p> <p>保健医療・福祉サービスの利用促進</p>	<p>基本方針3</p> <p>子ども・若者が安全・安心できる環境づくり</p> <p>非行防止と修学支援の充実</p>	<p>基本方針4</p> <p>誰一人取り残さない支え合いのまちづくり</p> <p>地域防犯・広報啓発の充実と民間協力者の活動支援</p>	<p>基本方針5</p> <p>多機関連携・協働による地域共生のまちづくり</p>



4 市の取組

基本方針1 居場所のある地域づくり

1-1 居場所づくり

地域社会の一員として、地域住民との交流や社会活動に参加する機会として、サロン等の交流の場づくりを地域や関係機関、民間協力団体と連携して拡充します。

【主な施策】

- ・調布市子ども・若者総合支援事業（ここあ）
- ・ひだまりサロン
- ・地域福祉コーディネーター事業

1-2 就労確保の支援

関係機関と連携し、犯罪をした者等の状況や特性に応じて、就労の確保に向けた相談対応や支援を行います。

【主な施策】

- ・自立相談支援事業
- ・障害者就労支援事業
- ・ちょうふ就職サポート

1-3 住居確保の支援

住宅確保要配慮者の支援として、福祉関係者や不動産団体等で構成する「居住支援協議会」において支援の在り方を検討します。

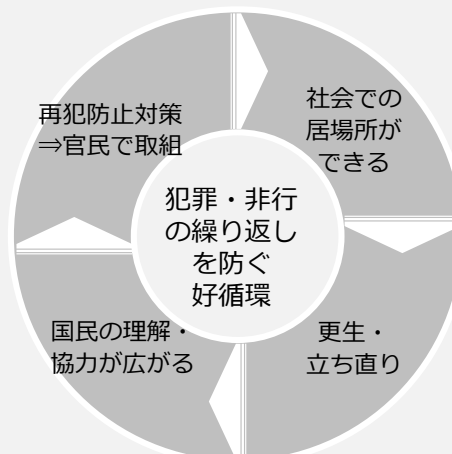
【主な施策】

- ・住まいぬくもり相談室
- ・調布市居住支援協議会(すまいサポート調布)
- ・住居確保給付金

再犯を防ぐ好循環を目指して

再犯の背景として、出所後に仕事や帰るべき場所がなく、社会で居場所がないことにより孤立し、結果として犯罪・非行を繰り返してしまう悪循環が指摘されています。

出所者等を社会から排除・孤立させず、必要な更生支援を行うことにより地域で再び受け入れる好循環を構築することが必要です。



資料：法務省「宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」資料より

基本方針2 適切な保健医療・福祉サービスの連携

2-1 高齢者や障害者への支援

地域包括支援センターや障害者地域生活支援センター等の相談窓口を中心に、関係機関連携のもと、一人ひとりの状況に適した福祉サービスの利用に結びつけます。

【主な施策】

- ・地域包括支援センターの充実
- ・障害者相談支援事業
- ・見守りネットワーク(みまもっと)の推進

2-2 生活困窮者への支援

生活が安定するまでの期間の支援として、相談支援や必要な生活支援サービスを提供します。

【主な施策】

- ・ワンストップ型の相談・支援窓口「調布ライフサポート」
- ・緊急援護資金貸付
- ・母子・父子福祉資金貸付

2-3 薬物依存症者への支援

薬物依存からの回復を支援するため、関係機関と連携し適切な医療を受けられるように支援します。また、相談支援により適切な保健・福祉サービスの利用につなげます。

【主な施策】

- ・薬物乱用防止の普及運動
- ・薬物依存症者への相談体制の充実
- ・青少年の健全育成活動

未然防止や薬物依存への理解を深めるため、薬物依存に関する広報・啓発を行います。

基本方針3 子ども・若者の安全・安心な環境づくり

3-1 非行の未然防止等

児童生徒の非行を未然に防止するため、地域や関係機関等と連携して薬物や犯罪被害等に関する啓発活動を行います。

【主な施策】

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
- ・電話相談(心のキャッチホン)
- ・安全教育の実施

さらに、非行だけでなく、不登校等の児童生徒が抱える生活上の問題に対応するため、相談体制を充実させます。

3-2 立ち直り・学び直し支援

非行のある少年の立ち直りを支援するため、関係機関連携のもと、適切な支援を提供します。

【主な施策】

- ・調布市子ども・若者支援地域ネットワーク
- ・青少年ステーション CAPS
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業

また、事情により学習ができない環境にある児童・生徒が安心して学習することができるよう、地域での学びの場・居場所の確保を行います。

基本方針4 誰一人取り残さない支え合いのまちづくり

4-1 民間協力者の活動促進等

保護司や更生保護ボランティア等の円滑な活動を実現するための支援を検討します。

【主な施策】

- ・調布地区防犯協会への活動支援
- ・北多摩地区保護観察協会への参画
- ・保護司会及び民生児童委員協議会の連携

4-2 広報・啓発活動の促進

より多くの市民が更生支援に対する理解を深め、活動へ参加や協力をしていただける機運を高めるため、更生支援に関する広報や啓発の機会を拡充します。

【主な施策】

- ・防犯意識の啓発
- ・更生支援に関する周知・啓発
- ・社会を明るくする運動の推進

4-3 地域の防犯力の向上

犯罪に強い地域づくりを進めるため、地域や民間協力団体等と協力して、パトロール活動をはじめ、地域における防犯活動の支援を行います。

【主な施策】

- ・地域での防犯パトロールの支援
- ・安全・安心パトロール
- ・犯罪抑止に係る周知啓発の取組

基本方針5 多機関連携・協働による地域共生のまちづくり

5-1 関係機関・団体の連携強化

刑事司法関係機関、更生保護関係団体、地域関係団体と医療・保健・福祉関係機関・団体等と連携し、更生支援の取組を効果的に推進していきます。

【主な施策】

- ・更生支援に関する連携体制の構築
- ・地域におけるトータルケアの推進

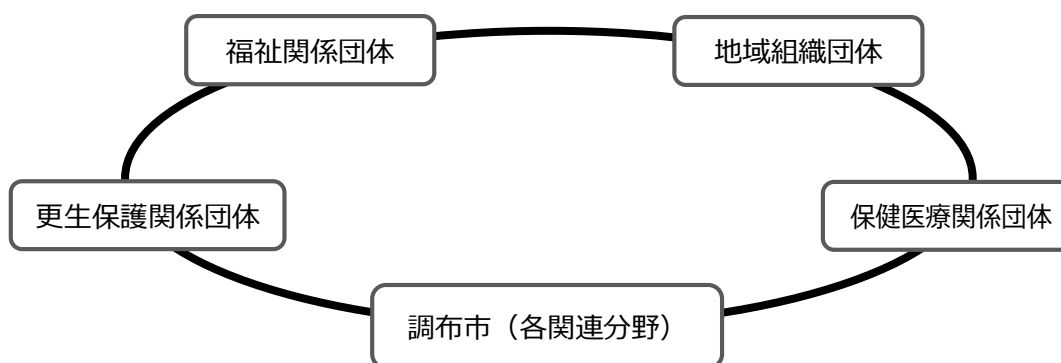


5 計画の推進に向けて

本計画の推進のため、PDCA サイクル(P:計画, D:実施, C:評価, A:見直し)の考え方に基づき進行管理を実施し、計画全体の継続的な改善を図ります。

また、更生保護や福祉の関係団体等が参加する協議体において計画の進捗状況等について情報共有を図り、更生支援の推進に必要な事項の検討を行います。

■協議体構成イメージ図



更生支援の活動を行う人たち

■保護司

保護司とは、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティアで、非常勤の国家公務員となります。保護区という活動区域があり、保護区ごとに保護司会が設置されています。

■協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用する民間の事業主を「協力雇用主」といいます。

■更生保護女性会

更生保護活動に協力するボランティア団体であり、会の綱領に基づいて活動できる女性であれば原則誰でも参加できるとされています。

■BBS会

Big Brothers and Sisters Movement の略で、青少年少女たちに、同世代の兄や姉のような身近な存在として接し、非行防止活動を行ったり健やかな成長を支援するボランティア団体です。